

令和元年度 地方消費税交付金（社会保障財源）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

令和元年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源）の用途状況は下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源）	202,549 千円
【歳出】	社会保障施策に要する経費	676,391 千円

（単位：千円）

事業名	令和元年度 決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財源)	その他
社会 保 険 国民健康保険特別会計繰出事業	269,827	41,893	131,846		40,541	55,547
介護保険特別会計繰出事業	406,564	15,016	7,568		162,008	221,972
合計	676,391	56,909	139,414	0	202,549	277,519

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源）を按分して充当しています。